

碧南市景観条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、市が市民とともに持続可能な景色づくりに取り組み、碧南市景色づくり計画(景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項に規定する景観計画をいう。以下「景観計画」という。)に基づく良好な景観の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、法の規定に基づき必要な事項を定めるものである。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (2) 工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち、建築物及び広告物並びに広告物を掲出する物件以外のもので次に掲げるものをいう。
  - ア 擁壁、護岸、堤防その他これらに類するもの
  - イ 垣、柵、塀、門その他これらに類するもの
  - ウ 煙突、塔、高架水槽その他これらに類するもの
  - エ 遊園地等の遊戯施設その他これに類するもの
  - オ 製造施設、貯水施設、排水施設、電気等の供給施設、ごみ等の処理施設その他これらに類するもの
  - カ 自動車車庫の用途に供する立体的な施設その他これに類するもの
  - キ アンテナ、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
  - ク 高架鉄道、高架道路その他これらに類するもの
  - ケ 橋梁、歩道橋その他これらに類するもの
- (3) 広告物 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。

(市の責務)

**第3条** 市は、第1条の趣旨にのっとり、法第98条第1項に規定する景観行政事務を処理することとし、法第7条第1項に規定する景観行政団体として良好な景観の形成を図るための必要な施策を実施しなければならない。

- 2 市は、前項の施策の実施に当たっては、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めなければならない。
- 3 市は、道路、公園その他の公共施設の整備を行うに当たっては、良好な景観を形成するために先導的な役割を果たすよう努めなければならない。
- 4 市は、良好な景観の形成について、市民及び事業者の意識の高揚及び知識の普及に努めなければならない。

(市民及び事業者の責務)

**第4条** 市民及び事業者は、自らが良好な景観の形成の主体であることを認識し、良好な景観の形成に積極的に寄与するよう努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成を図るための施策に協力するものとする。

(景観計画)

**第5条** 市は、法第8条の規定に基づき景観計画を策定するものとする。

- 2 市は、景観計画を変更しようとするときは、法第9条に定めるもののほか、第20条に規定する碧南市景観審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

(景観計画への適合)

**第6条** 景観計画の区域内において、法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為を景観計画に定める行為の制限に係る事項に適合させなければならない。

(行為の届出等)

**第7条** 景観計画の区域内において、法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ規則で定める方法により、市長に対して同項の規定による届出を行わなければならない。

- 2 法第16条第2項の規定により前項の届出に係る事項を変更しようとする者は、あらかじめ規則で定める方法により、市長に対して同条第2項の規定による届出を行わなければならない。

- 3 法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為のうち、行為に係る土地の面積が500平方メートル以上のものとする。
- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採取その他の土地の形質の変更
  - (2) 木竹の植栽又は伐採
  - (3) 水面の埋立て又は干拓
- 4 国の機関又は地方公共団体は、法第16条第5項後段に規定する行為をしようとするときは、あらかじめ規則で定める方法により、市長に対して同項後段の規定による通知を行わなければならない。  
(届出を要しない行為)
- 第8条** 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、別表の左欄に掲げる行為の区分に応じ、同表の右欄に掲げる規模等に該当する行為とする。  
(特定届出対象行為)
- 第9条** 法第17条第1項に規定する特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に定める行為とする。  
(助言又は指導)
- 第10条** 市長は、良好な景観を形成するために必要があると認めるときは、第7条第1項又は第2項の規定による届出に係る行為を行った者又は行おうとする者に対し、必要な措置を講ずるよう助言又は指導をすることができる。  
(勧告又は命令)
- 第11条** 市長は、第7条第1項又は第2項の規定による届出に係る行為が景観計画に定められた行為の制限に適合しないと認める場合は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令をすることができる。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。  
(勧告等に従わない場合の措置)
- 第12条** 市長は、前条の規定による勧告又は命令（以下「勧告等」という。）を受けた者が、良好な景観の形成のための必要な措置をとらないと認めるときは、当該勧告等を受けた者に係る次に掲げる事項を公表することができる。
- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - (2) 当該勧告等に係る行為の内容及び場所
  - (3) 当該勧告等の内容
- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。  
(行為完了の届出等)
- 第13条** 第7条第1項又は第2項の規定による届出を行った者は、当該届出に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 第7条第4項の規定による通知を行った国の機関又は地方公共団体は、当該通知に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより遅滞なく、その旨を市長に通知しなければならない。  
(景観重要建造物の指定等)
- 第14条** 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定しようとするときは、同条第2項に定めるもののほか、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。
- 2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、法第21条第1項の規定によりその旨及び景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第8条第1項各号に定める事項を当該景観重要建造物の所有者に通知しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、当該指定をした旨その他規則で定める事項を告示し、法第21条第2項の規定によりこれを表示する標識を設置しなければならない。
- 4 前3項の規定は、法第27条第1項又は第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除について準用する。
- 5 前項において準用する第1項の規定は、法第19条第3項に規定する建造物に該当するに至ったときにおける法第27条第1項の規定による景観重要建造物の指定の解除については、適用しない。

(景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の提案)

**第15条** 建造物又は樹木の所有者は、当該建造物又は樹木について、法第20条又は法第29条の規定により市長に対し景観重要建造物又は景観重要樹木として指定することを提案することができる。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

**第16条** 法第25条第2項に規定する景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 修繕は、原則として修繕前の外観を変更しないように行うこと。
- (2) 消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること。
- (3) 敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要建造物の保全のため必要な措置を講ずること。

(景観重要樹木の指定等)

**第17条** 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定しようとするときは、同条第2項に定めるもののほか、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、法第30条第1項の規定によりその旨及び景観法施行規則第13条各号に定める事項を当該景観重要樹木の所有者に通知しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、当該指定をした旨その他規則で定める事項を告示し、法第30条第2項の規定によりこれを表示する標識を設置しなければならない。
- 4 前3項の規定は、法第35条第1項又は第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。
- 5 前項において準用する第1項の規定は、法第28条第3項に規定する樹木に該当するに至ったときにおける法第35条第1項の規定による景観重要樹木の指定の解除については、適用しない。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

**第18条** 法第33条第2項に規定する景観重要樹木の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 剪定、下草刈りその他の必要な管理を行うこと。
- (2) 病虫害の駆除その他の措置を講ずること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の保全のため必要な措置を講ずること。

(表彰)

**第19条** 市長は、建築物、工作物、広告物及びその他の物件（以下「建築物等」という。）のうち、良好な景観の形成に特に寄与していると認められるものについて、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。

- 2 市長は、前項に定めるもののほか、良好な景観の形成に特に寄与していると認められる活動を行う個人又は団体を表彰することができる。

(審議会の設置)

**第20条** 市長の諮問に応じ、良好な景観の形成に係る重要な事項について調査及び審議するため、審議会を置く。

(審議会の組織)

**第21条** 審議会は、委員6人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 諸団体、事業所等を代表する者
- (3) その他市長が必要と認める者

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 委員は、再任されることができる。

(審議会の会長及び副会長)

**第22条** 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は市長が任命し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第23条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。  
(委員の報酬及び費用弁償)

第24条 委員の報酬その他職務を行うために要する費用の弁償については、別に条例で定める。  
(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第5条第2項、第6条から第24条まで及び次項の規定は、令和3年10月1日から施行する。

2 法第16条第1項各号に掲げる行為のうち、前項ただし書に規定する施行の日から30日を経過する日までの間に着手したのものについては、法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為とみなす。

別表 (第8条関係)

行為の区分		規模等
建築物の建築等	市の区域のうち県が管理する港湾区域(平成14年愛知県告示第488号)に規定する衣浦港の区域(以下この表において「衣浦港湾区域」という。)内において行うもの	高さが15メートル以下のもの又は建築面積が1,000平方メートル以下のもの
	市の区域のうち衣浦港湾区域を除いた区域内において行うもの	高さが10メートル以下のもの又は建築面積が500平方メートル以下のもの
工作物の建設等	擁壁、護岸、堤防その他これらに類するもの	高さが5メートル以下のもの
	垣、柵、塀、門その他これらに類するもの	
	煙突、塔、高架水槽その他これらに類するもの	高さが15メートル以下のもの又は建築物等と一体となって設置されるもので、当該建築物等の上端からの高さが5メートル以下で、かつ、地盤面から当該工作物までの高さが15メートル以下のもの
	遊園地等の遊戯施設その他これに類するもの	
	製造施設、貯水施設、排水施設、電気等の供給施設、ごみ等の処理施設その他これらに類するもの	高さが15メートル以下のもの、築造面積が1,000平方メートル以下のもの又は建築物等と一体となって設置されるもので、当該建築物等の上端からの高さが5メートル以下で、かつ、地盤面から当該工作物までの高さが15メートル以下のもの
	自動車車庫の用途に供する立体的な施設その他これに類するもの	
	アンテナ、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	高さが20メートル以下のもの又は建築物等と一体となって設置されるもので、当該建築物等の上端からの高さが5メートル以下で、かつ、地盤面から当該工作物までの高さが20メートル以下のもの
	高架鉄道、高架道路その他これらに類するもの	
橋梁、歩道橋その他これらに類するもの	幅員が4メートル以下のもの又は長さが10メートル以下のもの	
都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為		行為に係る土地の面積が500平方メートル未満のもの